

国有林野の管理経営に関する基本計画(案)に対する
意見の要旨及び当該意見の処理の結果(案)

平成20年12月

国有林野の管理経営に関する基本計画(案)に対する

意見の要旨及び当該意見の処理の結果(案)

処理の結果の区分

1	修正するもの	意見を踏まえて本計画を修正するものです。
2	趣旨を取り入れているもの	意見の趣旨が既に本計画に記述されているか、又は意見の趣旨に沿って、今後、地域管理経営計画に記述したり、施策を推進することとされていること等から、特に修正しなかったものです。
3	趣旨の一部を取り入れているもの	意見をそのまま本計画に記述することは困難ですが、意見の趣旨の一部が、本計画に記述されたり、今後、地域管理経営計画に反映されると見込まれるもの等です。
4	今後の検討課題等	意見の趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題とさせていただきます。

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>はじめに(5項目)</p> <p>1 広大な国有林野の管理は大変だと思いが、国民の森林といわれなくても実感がわかない。我々に身近な都道府県や市町村との意思疎通・協力が必要ではないか。</p> <p>2 最低でも今後30年～50年後の目指すべき社会を描き、その時代の国民策を想像し、そのバツキヤスズが将来ニーズを満たしてはとてとも思えないので、今後は国民ニーズの捉え直しが必要であると考える。</p> <p>3 「はじめに」の文脈において、いろいろなることが混在して記述されており分かりにくい。</p> <p>4 本計画では、現時点での林業や木材産業の経済活動に重点が置かれており新たな森林・林業基本計画の基本理念を大切にしているのではないか。</p> <p>5 先に策定された全国森林計画のポイントは、育成復層林面積の増加と間伐を主体に伐採立木材積の増加と認識している。計画の総括的記述として、上記2点を強調すべきではないか。</p>	<p>2</p> <p>3</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>2</p>	<p>本計画の「はじめに」において、「関係省庁や関係地方自治体等との連携を図りつつ、国民各層の理解と協力を得ながら適切な管理経営を行う」こととされているとおり、国有林野の管理経営に当たっては地域管理経営計画や地域別の森林計画の策定に際し、関係する市町村や都道府県と調整しています。実際の管理経営の段階においても、森林の流域管理システムの下の管理経営をはじめ、森林環境教育の推進、適切な森林の保全管理、国有林野の活用等を進める中において、地元自治体等と連携しておりありますが、さらに積極的な連携に努めていく考えです。</p> <p>本計画の策定に当たっては、将来世代のための地球温暖化防止や生物多様性の保全等の高まりなどを踏まえ、出されるだけ中長期的な視点も重視して行うこととします。しかしながら、国有林野は国民共通の財産として公益的機能の維持増進を旨としており、個々の機能毎の強弱はあれ、そのニーズは将来とも続くものも考えられます。ご意見のよう将来のニーズについて「ご意見を踏まえ、第2段落を以下のように修正します。」 「このように、森林に対する国民の要請が、(略)さらに多様化している。また、特に地球温暖化防止、生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなってきている。こうしたことを踏まえ、今後は、引き続き財政の健全化(略)実行していくこととします。」</p> <p>本計画では、森林の公益的機能の発揮を旨とする管理経営を行うこととを基本としているところであり、その中で、国有林経営のモデルともなるような効率的な施業の方法に取り組みたいと考えています。これは森林・林業基本計画策定の視点に沿ったものと考えています。</p> <p>国有林野においては、平成10年の抜本的改革以降、公益林を増大させ、既に長伐期施業や複層林施業を積極的に拡大してきていくこととあり、引き続き計画的かつ効率的に推進していくことと</p>

<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針(49項目)</p> <p>(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進</p> <p>1 公益林における森林の取扱については、これまでの施業の実績を検証しつつ、機能類型別により明確に記述すべき。</p> <p>2 水土保全林に関しては、「土砂流出防備や水源かん養のために森林の保全を図る」と目的を明示するとともに、施業の内容について詳細に記述すべき。</p> <p>3 公益的機能・多面的機能の機能間の相互関係について、科学的・論理的な記述がされていない。</p> <p>4 全ての公益林において、生物多様性保全機能を発揮させるための管理を進めることを明記・実施すべきである</p> <p>5 森林の3割を占めている国有林がしっかりと森林を管理することが重要。森林が持っている水を蓄える機能、土砂崩れを防ぐ機能、野生動植物を育む機能、癒しの機能が発揮されるよう立派な森林を維持すべき。</p> <p>6 日本の広葉樹は価値の高い資源である。針葉樹人工林を積極的に天然林へ誘導・育成するなど、有用広葉樹の生産にもう少し目を向けてほしい。</p>	<p>とされています。 なお、間伐については、(4) 地球温暖化防止対策の推進において「国有林野事業として森林吸収源対策の間伐に積極的かつ着実に取り組む」こととしていきます。</p> <p>2 公益林における森林の取扱については機能タイプの考え方及び管理経営の考え方において記述しております。なお、必要な施業の詳細については、地域の意見を聴取した上で立地条件等を踏まえ、地域管理経営計画等の中で属地的に定めています。</p> <p>2 「水土保全林」の目的及び取り扱いについては、機能タイプの考え方及び管理経営の考え方において記述しております。また、水土保全林の施業に関しては、全国森林計画を踏まえ国有林としての方向の概要を記述しており、必要な施業の詳細については、地域の意見を聴取した上で立地条件等を踏まえ、地域管理経営計画等の中で属地的に定めています。</p> <p>3 森林の多面的機能については、森林・林業基本計画に基づき、個々の森林に高度に発揮すべき機能が併存しているものが多いと考へており、これについて自然的条件や地域のニーズ等に依りて重視すべき機能を考慮した上で、個々の国有林野を重点的に発揮させ及び「資源の循環利用林」「水土保全林」「森林と人との共生林」</p> <p>3 本計画では、新たに生物多様性の保全を基本計画の項目として起し、国有林野全体の管理経営において、生物多様性の保全の役割を果たせるよう管理経営していくこととしていきます。</p> <p>2 国有林では、「国民の森林」として公益的機能の発揮に重点を置き、持続可能な森林経営に取り組んでいく考えであり、本計画においてこの主旨を明確にし管理経営に取り組んでいく考えです。</p> <p>2 本計画において、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業や地域伝統産業の育成にも資する森林整備を進めることとしており、広葉樹生産にも配慮した施業を行うこととしていきます。</p>
--	---

13 林産物の安定供給については、利用が低位な木材の供給とその有効利用のために、搬出路である林道・作業道の積極的な作設が重要である。

(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営

14 森林の流域管理システムの下での管理経営については、民間関係者等と積極的かつ実効性のある連携を着実に行うべき。

15 拡大する国産材の需要に対応するためにも、また公益的機能の発揮についても、国有林と民間の枠を超えた連携が必要であり、民間連携事業を更に進められたい。具体的には、その連携事業を実施していても、国有林側の対応が鈍く、融通も利きにくいと、民間側の意見もあり、制度のさらなる整備と森林管理署への意義の浸透を図るべき。

16 一般的な意味での「流域」は「森林計画区」とは同一ではないので、「流域管理システム」を推進するのであれば、「自然科学的に捉えられる河川の流域ごとに管理経営を行う」旨を明記すべき。

17 森林を流域で管理される「流域管理システム下での管理経営」は、高く評価されるべきもので、大変重要な事で、なお一層の「国有林」と「民間林」の連携が重要になってくると考えられる。
については、実効性のある流域管理システムを作るべき。

2 間伐材等の有効利用については、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで高効率な作業システムの拡大が重要であることについて、3(1)林産物等の販売において位置づけており、林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な安全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとしています。

2 流域管理システムの推進に当たっては、流域毎に策定する地域管理経営等において連携して施策を定めています。また、具体的な実効性を確保するため、国有林自らの取り組みを計画的に推進するたために策定したアクションプログラムを実施するとともに、流域森林・林業活性化協議会等を通じて一層の民間関係者との連携を図ること等により、各流域の特性に応じて先導的・積極的に取り組むこととしています。

2 流域管理システムでは、民間連携を推進する観点から一層の民間関係者との連携を図ることとしています。具体的な取組例としては、森林整備協定の締結による地方自治体等と施業団地や作業道等路網の設定による効率的な間伐等の森林整備等の推進、地域材の銘柄化、計画的な木材の安定供給、森林施業、生産目標等の共通化等に積極的に対応することとしています。

3 森林計画区は厳密には地理的な流域とは異なっていますが、流域管理システムは、国有林・国有林が連携して森林の整備等を行うものであり、上下流関係者の連携やスケールメリットを考慮しながら、あることから、程度の社会的まとまりをもつて実施することなどが効果的であることから、流域の単位についても自然的特性や行政区界などを踏まえて決められているところろです。

2 国有林では、実効性のある流域管理システムの推進の観点から、流域森林・林業活性化協議会等を通じ、一層の民間関係者との連携の推進、地域のニーズに対応した技術開発、研修に必要なアドバイザーの提供、森林施業等についての適切な助言、施業モデル林の設定、技術検討会の開催等の取組を行うこととしており、具体的に、流域管理推進アクションプログラムを策定して推進してまいります。

18 民有林との連携について具体的な記述、例えば、施業計画の共同作成、林業機械の共同利用、土場の共有などをすべき。

19 民有林材と国産材の競合を避けるためにも、流域管理システムとの再構築という意味も込め、局署が関係団体と連携して、流域林業の市況や生産コストに関する情報を収集・分析・公開する枠組みを強化すべき。

(3) 国民の森林としての管理経営

20 イベント等の主催や協力を通じて、市民・住民との連携を強化していることが、これでは森林に関する情報を得ない。それぞれ地域に留まらざるを得ない。上下流連携の中で合意形成において具体的な森林のあり方をより高レベルな情報を受発信を図るべき。

21 森林の大切さを教える場として国産材が利用されるところと安全にいいことだと思いが、学校教育の場での事故を思うと安全には注意して取り組んでいただきたい。

3

国産材では、民有林と同一の流域を単位として都道府県や市町村の意見を聞きながら、施業実施計画を定め実行しているほか、森林整備協定等の締結を通じた民有林・国産材が連携した施業共同団地化等を図りつつ効果的な森林整備の実施に努めており、このようないくつかの具体的な取組の中で進めていく考えです。

3

流域管理システムでは、流域森林・林業活性化協議会を通じて、「民有林・国産材一体となった産地銘柄の形成、国産材のPRの展開、需給動向の情報交換等により木材の安定供給や国産材の需要拡大に寄与すること」としてしています。なお、情報の収集・分析・公開の点については、県単位でこのような活動を行っている国産材安定供給協議会において国産材におおける供給可能情報の提供を行うとともに、今後は国産材の取組みについての情報発信を進めていく中で検討してまいります。

2

本計画において、「上下流の連携を強化するため下流住民等に対する情報の提供、林業体験活動等を促進するとともに、活性化協議会等と協力して下流住民等の活性化協議会等への参加を促し、その理解と協力を得つつ森林整備を推進する」こととしており、さらに、「国産材モニター制度の活用等により、国民と国産材との双方の情報の交換を図り、国民の要請の確かな把握や、これを反映した管理経営の推進等、対話型の取組を進め、国産材事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める」などの取組を行うとともに、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて、広く地域住民等の意見を聴くなど、森林のあり方などに関する情報の受発信を行うこととしています。

2

本計画では、学校等が体験活動を実施するためのフィールドの開提供、森林管理局、森林管理署等による林業体験や森林教室の開催、森林環境教育に適したフィールド等の情報提供等の取組を推進することとしています。森林環境教育の実施にあたっては、安全の確保が重要であることから、森林管理局、森林管理署等において林業体験等を開催する際には、安全指導等安全の確保に配慮して実施することとしている学校等に対しても、参加者の安全の確保、事故防止に必要な対策や事故発生時の連絡等の緊急体制の確保の未

等について協定を締結することにより、安全を確保していただくこととしています。

本計画においては、多様な主体と連携して国民参加の森づくりに取り組むこととしています。「上下流の連携を強化するため下流住民等に対するこのため、「上流の連携を強化する」とともに、「学校、自情報の提供、林業体験活動等を促進する」ことや森林組合、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民間関係者等と連携し、森林環境教育の推進を図る」こととしており、民有林との連携に努めることとしています。

ご指摘の主旨を踏まえ、森林管理署等が国民からの要請に対応する役割を明確にするため、「森林管理署等は、これらの取組とともに、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努める。」に修正することとします。

ご指摘の項目においても、「NPO等との連携による希少種の保護等生物多様性の保全や自然再生に加えて、(中略)多様な取組を進めるとする」と記述しているところですが、また、ご意見を踏まえ(3)冒頭を「国民共通の財産(略)位置づけ、生物多様性の保全等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれ管理経営を推進するものとする。」と修正します。

本計画では、双方向の情報発信として、広報にも努めながら、管理経営の実施状況の公表、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるとともに、「国有林モニター」制度の活用等により国民の意見を聴くなど、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図り、対話型の取組を進め、国民の森林としての管理経営を推進していくこととしています。

「国民の森林」としての管理経営に当たっては、広報の充実等の国民の理解を促進するための取組や、「国有林モニター」制度の活用等による双方向の情報発信に取り組むとともに、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等に機動的にかつ弾力的に対応してまいります。

本計画では、国有林野の教育利用の目標を定め、森林環境教育のための取組を推進することとしており、しっかりと取り組んで参

22 国有林における国民参加の森づくりが行われる一方、県などにより県民参加の森づくりが行われている。目的は同一であり内容も密接に関連しているものと考えますので、より連携を密にして取り組むべき。

23 国民の森林としての管理経営について、「森林づくり等の国民の要請」はどこへ言えばよいのか。

24 国民の森林は、生物多様性保全の場としても大きな機能を持つているが、本項には一言も記述されていないので、生物多様性保全を文中に明記すべき。

25 国有林野に求められる役割については、今後、一層多様化・高度化が進んでいくものと思われ、国有林野からの恩恵を国民がこれまでに増して実感できるような施策・広報活動を展開すべき。

26 森林の話、森林の大切さ、等々広く国民に届くような啓蒙、広報をすべき。

27 子供のうちから自然、とりわけ森林に触れることは大変重要なことだと思えます。計画を読ませてもらったところ、

森林学習を推進していくとのこと。しっかりとよろしく願います。

28 これまで森林の大切さの教育を受けた記憶がない。最近でこそ、海の養分の源は森林など知ようになったが、学校教育の場で教えるべき。

29 木材自給率の低下を食い止めるために、林業に従事する若者を増やすべきではないか。そのためには、森林の大切さ、森林の果たす役割を伝える森林環境教育の推進は多角的に行われることを期待する。

30 人材の育成のために、山仕事を行うことと目的・魅力をし小学生の頃から教育したり、マスメディアを活用するなど、広く国民に伝えるべき。

31 国民の国有林情報に対するアクセス環境がまだ十分でないことから、情報の保存・公開に関する枠組みについても、計画の中に明確な位置付けを与え、かつその機能を担保するもの(局ごとに第三者委員会(あるいはオンブズマン)を設置する等の対策を講じるべき。

32 人は森林に入るとやはりリフレッシュすると思う。都会の人が森林や山の作業を体験できるようなところがあると思う。

ります。

2 本計画では、森林環境教育の推進として、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の活用、森林管理局、森林管理署等による林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したアドバイザー等の情報提供等の取組を推進するとともに、教職員やボランティア等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を推進するとしています。

2 本計画では、子どもたちを対象とした森林環境教育に加え、下流住民等による水源林の造成、企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」の設定の推進、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組を進めることとしています。

2 本計画では、森林環境教育の推進として、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の活用、森林管理局、森林管理署等による林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したアドバイザー等の情報提供等の取組を推進するとともに、教職員やボランティア等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を推進することとしています。

3 本計画では、開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性の確保を図るため、管理経営状況の公表等の国有林野事業の実施に係る情報の開示、具体的には国民の取扱を定める地域管理経営計画等の策定に当たっては国民にその案を示し意見をお聞きしていくことと、国有林野に関する情報・サービスの提供に努めていく考えです。
また、広報の充実に向けて、林野庁及び森林管理局のホームページの見直し等を行っているところと見えます。

2 本計画において、森林管理局、森林管理署等による林業体験や森林教室等の体験活動や森林環境教育に適したアドバイザー等の情報提供等の取組を推進するとともに、NPO等が行う自主的な森林整備等への取組を推進する必要がある技術指導を行うなど、国

民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、NPO等による自主的な森林づくり活動を支援するための「ふれあいの森」の設定等、多様な取組を進めることとしていきます。

地球温暖化防止のため間伐の推進は重要な課題であり、国有林としても低コスト化を図りつつ率先して間伐を実施しているところ

一方、本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、国有林行政施策に関する事項について記述することにはならないところですが、国有林においても間伐の推進は重要な課題であり、補助事業等によりその促進に努めています。

国有林野は森林の3割を占め、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、その9割以上が保安林に指定されているなど、国土の保全や地球温暖化防止等の公益的機能の発揮上重要な位置を占めています。その経営については、毎年度、実施状況として公表しております。

また、本計画において、「森林に対する国民の要請が高まり、特に地球温暖化防止等については国有林への期待が大ききことを踏まえ、適切かつ効率的な管理経営を進めるとともに、開かれた「国民の森林」として、国民に具体的な成果を示す取組を着実に実行していく」こととしていきます。

本計画では、国有林野の管理経営に当たっては、生物多様性の保全も含め期待される役割を十分果たせるよう森林の健全性を維持・確保していく取組を行っていくこととしており、間伐の実施について多様な健全な森林の整備・保全を推進する手段と位置付けていきます。

地球温暖化防止対策については、国有林としても率先して貢献するため、「京都議定書目標達成計画」等を踏まえ間伐の積極的な推進や天然森林の保全管理等について記述しています。間伐の定義や地球温暖化防止森林吸収源対策の詳細については本計画で記述する予定はありませんが、林野庁ホームページの「間伐」「地球温暖化防止に向けて」を参照していただければと考えます。また、木材の利用についてはご意見を踏まえ「また、間伐は森林による二酸化炭素吸収量の確保につながるだけでなく、間伐材等の有効活用は、その販売取入により森林の整備・保全が促進さ

(4) 地球温暖化防止対策の推進

33 京都議定書の達成のためにも間伐が必要であるが、コストが合わないため補助金が必要。

34 地球温暖化の防止が大切だとメディアを通して耳にするが、身近に国有林がないため実感がわかない。国民の森林である国有林はどれほど役に立っているのか教えていただきたい。

35 地球温暖化防止対策として大規模な間伐の実施が掲げられているが、間伐に際しても公益的機能や生物多様性が損なわれないことが肝要であり、この点を明示することが必要。

36 間伐がなぜ地球温暖化対策につながるのか、また間伐材・木材の利用がなぜ地球温暖化対策につながるのか論理的な記述にすべき。

37 地球温暖化防止のために様々な取組がなされています。森林は二酸化炭素を吸収するのですが、国際的には手入れがなされたいな森林は二酸化炭素を吸収しないとのこと。国有林がしっかりと手入れをして、地球温暖化防止に貢献すべき。

38 戦後植林された人工林が間伐の時期を迎えつつありますが、間伐がなされず暗い林が目につきます。植林された木、品種等によつては成長も止まり伐期もあり、間伐とともに主伐も考えるところが必要であり、二酸化炭素を吸収した山の木を利用することで、地球温暖化防止にも寄与するものと考えます。このため、間伐などの森林の手入れを積極的に取り組んでいただくとともに、木材を積極的に利用するべき。

(5) 生物多様性の保全

39 生物多様性の保全を重視した森林づくりが大きな進展を見なかつた要因は、その目標、移行方法が不明確であつたためではないか。例えば、育成復層林施業を行つて空間のある森林を創出するなど追加できないか。

40 生物多様性の保全の項目が設定されたことは画期的であるが、モニタリング調査を通じた適切な保全・管理の推進にあるたつては、地元NGOの意見を十分反映させて、モニタリング調査の箇所設定や保全・管理方法を決定することとを明記すべき。

れるとともに、利用それ自体が、化石燃料を代替して使用を抑制することや製造エネルギーが多い他の材料の使用を抑制することらにつながらり、さらに木材として長期に利用されることにより自ら二酸化炭素を貯蔵することと地球温暖化防止対策にも貢献することになる。」を加えることとします。

本計画において、地球温暖化防止対策の推進として、「特に、京都議定書目標達成計画において、2007年度からの6年間で330万ヘクタールの間伐の実施等が目標とされており、これを踏まえつつ、国有林野事業として森林吸収源対策の間伐に積極的かつ着実に取り組むなど機能類型に即した森林の整備を推進する。また、保安林等に指定されている天然生の活用を進めるなど森林吸収源情報収集システムの活用を進めるなど森林吸収量の報告・検証体制の強化等についても取り組むものとする。」こととしており

本計画においては、地球温暖化対策としても間伐の積極的かつ着実な推進に加え、木材の建築資材等としての長期間の利用、一度利用した木材の再利用、国産材の需要が拡大している合板や集成材での利用、他の資源の代替利用等の木材の利用促進を図ること、木造の庁舎等の整備、森林土木工事における間伐材等の積極的な利用など、自ら木材の利用促進に取り組むものとし、併せて、これらの取組を通じて、林業・木材産業界関係者と連携しつつ、国民に対する積極的な啓発に努めることとしていきます。

多様で健全な森林の整備の方法として、「適切な間伐の実施、針広混交林化、長伐期化や里山等の積極的な整備」を例示しており、ご意見が、ご意見の通り、復層林施業の実施について多様な生物多様性の保全に資するものと考えており、「復層林化」を追記します。

これまでモニタリング調査等の実施にあつては、学識経験者等のご意見を伺いながら適切に推進してきたところですが、「地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域やボランティア、NPO等と協働・連携し、荒廃した植生回復など森林生態系の保全等の取組を推進する」こととしていきます。

41 国有林野周辺の民有地においてニホンジカによる農林業被害が深刻化しており、有害鳥獣駆除を行っているが国有林野内に逃げ込んでしまつたため、所轄の森林管理署職員が主体となって個体数管理を目的とした捕獲を行うべき。

42 生物多様性の保全が基本方針に掲げられているが、個別の項目として記述されている。生物多様性の保全のために実際にどのような林野経営が行われるかを明確に示すべき。

43 「国有林野全域の生物多様性について、科学的な現状把握を行い、それに基づいた保全策を講じる」旨を記載すべき。

44 「保護林や緑の回廊を積極的に設定するなど拡充を図る」旨が書かれているが、例えば「自然公園法に基づく自然公園における森林施業を廃止して保護林とする」などの積極的な拡充策が具体的に記載されるべき。

45 基本計画（案）では、「原生的な天然生林や貴重な野生動物植物が生息・生育する森林」と「その他の森林」に区分し、前者の拡充を記述しているが、「その他の森林」における整備と保全については、整備・森林施業の内容だけが記述されているので、整備と保全では「国有林野すべての森林を対象として、生物多様性保全の機能発揮を図る」と明記すべき。

46 佐渡島のトキ保護センターでトキが放鳥されたと聞いた。トキが再び日本の空を飛ぶようになるためには、すみかとな

3

鳥獣被害が深刻化しているため、「地域の森林・林業に多大な被害を与えている野生鳥獣との共存に向けた森林の整備」等に取組むこととしており、今後地元自治体の鳥獣害対策等との連携を強化し、個体数管理を含めた効果的な対策を講じていきたいと考えているところである。

2

「国有林野の管理経営に関する基本方針」では、(1)の「公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進」から(5)の「生物多様性の保全」までの5つの切り口・視点から国有林野の管理経営に関する基本方針を記述しているところであり、生物多様性の保全については管理経営全般にわたる方針として位置づけています。具体的な管理経営に当たっては、「適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山等の積極的な整備など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進」することとしています。(文中の「複層林化」は、今回加えて記述したものです。)

2

林野庁では、生物多様性を含む森林の状態を把握・評価するための森林資源モニタリング調査等を実施するなど、科学的な現況の把握に努めており、このことを踏まえ、本文中に「地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進する」ことを記述しているところです。

3

保護林については、これまでも「自然公園」を含め、自然環境の保全等を図る上で重要な役割を果たしている森林を積極的に設定してきたところであり、今後とも、地域の森林の現況を踏まえ、厳格な保全・管理を行うべき森林については、保護林の設定に努めてまいります。

2

本項目の前段に、「国有林野の管理経営にあたっては、生物多様性の保全も含め期待される役割を十分に果たせるよう、森林の健全性を維持・確保していく取組を踏まえて、森林の管理の認識を明記しているところであり、これを踏まえ、国有林等の管理経営全体にわたる、地域の森林の現況に基づき、保護林等の設定や多様で健全な森林の整備・保全の推進を通じて、生物多様性の保全に努める旨を記述しているところです。

2

トキの野生復帰のためには広域的な生息環境の保全・整備が重要であり、国有林においても新潟県や環境省による佐渡トキ保護

森をまもることが重要だ。しっかりと日本の森を守るべき。

47 現在の日本では生物多様性の名の下に、地域の生物層を軽視していることが多いと思います。地域によつては多様であるところとよつたところと偏つたところがあると思います。国が有林ならば元々の種生なども考慮した施策ができればいい。全国的に画一的な施策計画ではないものにしてほしい。

48 生物多様性保全の観点から、国有林における環境管理の技術開発と国民参加を一層推し進めるべき。

49 国有林の管理経営には、社会経済的な側面と生態系保全の側面の両面があることから、生物多様性の保全に配慮した管理システムとして野生生物や生態系の保護管理に用いられる順位の管理を導入すべき。

2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項(10項目)

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保安全管理

1 広範囲に移動する鹿による食害対策は、国が率先して個体数調整(駆除)に積極的に取り組まなければならないが、個体数調整(駆除)に対する補助金交付などの具体的な施策を実施すべき。

2 森林巡視を著実に実施することにより森林病虫害や鳥獣被害の防除に努めるとあるが、対象鳥獣の個体数が増えすぎた場合には防除では限界があるため、所轄の森林管理署職員が主体となつて個体数管理を目的とした捕獲を行うことが必要。

センターの活動に積極的に連携しているところ。今後とも、関係者とともに森林環境保全の方針の検討を行いつつ、引き続きトキのねぐらや営巣木となるマツ林の保全等に取り組むこととされています。

2 本計画では、「地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進する」こととしており、具体的には、流域毎に策定する地域管理経営計画において、地域の森林の特色に応じて管理経営の方針を定めています。

2 生物多様性保全の観点からの国民参加につきましては、本計画において、「地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域やNPO等と協働・連携した取組を推進する」こととしています。

また、環境管理の技術開発については、国有林野事業における技術開発課題の一つとして、特定の野生動植物種の生息・生育環境の整備のための施策方法の確立などの技術開発に取り組んでいきます。

3 国有林のうち原生的な天然林や貴重な動植物が生息・生育する森林については、保護林や緑の回廊として設定するとともに、モニタリング調査を通じた保安全管理を行うことにより、順位の観点からの取組を進めています。

3 鳥獣被害が深刻化しているため、「地域の森林・林業に多大な被害を与えている野生鳥獣との共存に向けた森林の整備」等に取り組み、今後地元自治体の鳥獣害対策等との連携を強化し、個体数管理を含めた効果的な対策を講じていきたいと考えているところ。です。

同上

3 野生鳥獣による森林被害が増大している中で、「多大な被害を与えている野生鳥獣との共存に向けた森林の管理に当たっては、地域住民の生活を脅かすことのないよう森林の管理には気を付けるべき。

4 人々の無秩序な入林によって、公益的機能を果たす森林の生態系が破壊されることも考えられるので、森林・林業の知識、ルール、マナー、立入禁止区域など理解してもらおうことが必要。

5 山村地域における集落機能の低下などにより、野生鳥獣による農作物や植栽木への被害が多発するようになっている。被害多発の背景には、放棄された耕作地や果樹園でのイノシシ等の採餌による頭数の急増もあると思われるが、彼らは本来は森林生態系内での生き物であり、彼らと共存していくためにはどのような森を取り扱って行けば良いのか、国有林野の管理経営を通じて解明して欲しい。

(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

6 緑の回廊の拡充は希少な動植物の保護のために適当な措置が求められるが、ニホンジカによる農林業被害の増大を招いたため適当ではないと考えられる。

2

本計画において、「森林巡視を着実に実施することにより、鳥獣被害の防除等の森林の保全管理に努める」ことに加え、「地域森林・林業に多大な被害を与えている野生鳥獣との共存に向けた森林の整備」に取り組むこととされています。

1

本計画において、「入林者の影響等による植生の荒廃の防止、回復のための措置が必要な箇所については、地域の関係者等との利用のルールの確立等適切に対処する。また、(略)森林生態系に関する知識の普及啓発に努める。」こととしていますが、意見を踏まえ「(略)地域の関係者等との利用のルールの確立等を図るとともに、その内容等について地域の方々にもご理解をいただくようホームページの活用・工夫を図るなど適切に対処する。また、(略)森林生態系や林業等に関する知識の普及啓発に努める。」と修正します。

3

本計画においては、「地域の森林・林業に多大な被害を与えている野生鳥獣との共存に向けた森林の整備」に取り組むこととしており、今後効率的な対策となるよう、関係行政機関等と連携しつつ、国有林野の管理経営を進めていきたいと考えております。

4

「原生的な天然林や貴重な動植物の生息・生育地等特別な保全管理が必要な森林については、保護林として積極的に設定」し、また「森林生態系保護地域を中心に他の保護林とのネットワークの形成を図るため、民有林関係者等とも連携しつつ「緑の回廊」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護するなど、より広範で効果的な森林生態系の保護に努める」ことは、生物多様性の保全の観点から極めて重要です。

一方で、ご意見の通り鳥獣被害が深刻化しているため、ニホンジカなど野生鳥獣の生息状況や被害状況の調査を行いつつ、「地域の森林・林業に多大な被害を与えている野生鳥獣との共存に向けた森林の整備」に取り組むこととしており、今後効率的な対策となるよう、関係行政機関等と連携しつつ、国有林野の管理経営を進めていきたいと考えております。